○法務省令第四十九号

商法（明治三十二年法律第四十八号）及び民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）の規定に基づき、商法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十七日

法務大臣　小泉　龍司

商法施行規則の一部を改正する省令

商法施行規則（平成十四年法務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第九条　商法第五百三十九条第一項第二号に規定する法務省令で定めるものは、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。	**第九条**　商法第五百三十九条第一項第二号に規定する法務省令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。
（結約書等の作成） **第十条**　［略］ 2　民間事業者等（電子文書法第二条第一号に規定する民間事業者等をいう。以下この章において同じ。）が前項の作成を行う場合は、その使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法により作成を行わなければならない。 3　［略］	（結約書等の作成） **第十条**　［同上］ 2　民間事業者等（電子文書法第二条第一号に規定する民間事業者等をいう。以下この章において同じ。）が前項の作成を行う場合は、その使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製する方法により作成を行わなければならない。 3　［同上］
（結約書等の交付等） **第十一条**　［略］ 2　民間事業者等が、電子文書法第六条第一項の規定に基づき、前項の交付に代えて当該書面に係る電磁的記録の交付等を行う場合は、次に掲げる方法により行わなければならない。 一　［略］ 二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに当該交付等に係る事項を記録したものを交付する方法 ［3・4　略］	（結約書等の交付等） **第十一条**　［同上］ 2　民間事業者等が、電子文書法第六条第一項の規定に基づき、前項の交付に代えて当該書面に係る電磁的記録の交付等を行う場合は、次に掲げる方法により行わなければならない。 一　［同上］ 二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに当該交付等に係る事項を記録したものを交付する方法 ［3・4　同上］

改正後	改正前
（書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承諾等） **第十二条**　［略］ 2　［略］ 3　第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。 一　次に掲げる方法のうち、送信者が使用するもの イ　［略］ ロ　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 ハ　［略］ 二　［略］ （電磁的方法） **第十三条**　商法第五百七十一条第二項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって法務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。 一　［略］ 二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 三　［略］ 2　［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承諾等） **第十二条**　［同上］ 2　［同上］ 3　第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。 一　次に掲げる方法のうち、送信者が使用するもの イ　［同上］ ロ　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 ハ　［同上］ 二　［同上］ （電磁的方法） **第十三条**　商法第五百七十一条第二項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって法務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。 一　［同上］ 二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 三　［同上］ 2　［同上］

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○法務省令第五十号

会社法（平成十七年法律第八十六号）、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）及び会社法施行令（平成十七年政令第三百六十四号）の規定に基づき、会社法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十七日

法務大臣　小泉　龍司

会社法施行規則の一部を改正する省令

会社法施行規則（平成十八年法務省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。